

先進医療給付金・先進医療見舞金の支払対象外となる先進医療

2024年5月1日現在

先進医療技術名

なし

以下については先進医療技術より削除されました。

削除以降に同療養を受けられましても、既にご加入いただいている朝日生命の「無配当先進医療特約（返戻金なし型）S」「無配当引受基準緩和型先進医療特約（返戻金なし型）S」「無配当引受基準緩和型新先進医療特約（返戻金なし型）S」の支払対象にはなりませんので、予めご了承ください。

<2020年4月より削除>

「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」

<2022年4月より削除>

「陽子線治療」および「重粒子線治療」の一部(※)

※陽子線治療・・・手術による根治的な治療法が困難な「肝細胞癌（長径4センチメートル以上のものに限る）」「肝内胆管癌」「局所進行性膵癌」「局所大腸癌（手術後に再発したものに限る）」

重粒子線治療・・・手術による根治的な治療法が困難な「肝細胞癌（長径4センチメートル以上のものに限る）」「肝内胆管癌」「局所進行性膵癌」「局所大腸癌（手術後に再発したものに限る）」「局所進行性子宮頸部腺癌」

◇先進医療給付金・先進医療見舞金の支払対象外となる先進医療とは、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療をいいます。なお、公的医療保険制度の給付対象となった技術および先進医療としての承認を取り消された技術等は先進医療の技術ではありません。

◇当資料に表示している技術は、2024年5月1日現在の「厚生労働省が定める先進医療」のうち、朝日生命の「無配当先進医療特約(返戻金なし型)S」「無配当引受基準緩和型先進医療特約(返戻金なし型)S」「無配当引受基準緩和型新先進医療特約(返戻金なし型)S」の「先進医療給付金・先進医療見舞金」の支払対象外となる先進医療です。

◇厚生労働大臣が定める施設基準は、随時見直されますので、詳細は[厚生労働省のホームページ](#)でご確認ください。

◇当資料は上記商品の支払事由の一部を説明したものです。詳しくは、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり約款」をご覧ください。


ご契約の際には、『ご契約のしおり約款』を必ずご覧ください。また、特に重要な事項については、『商品パンフレット』『契約概要』『注意喚起情報』もあわせてご確認ください。

[引受保険会社]

 **朝日生命保険相互会社**

[募集代理店]

ホームページアドレス / <https://www.asahi-life.co.jp>

 **0120-360-567**

受付時間:月曜日～金曜日 / 9:00～17:00
土曜日 / 9:00～12:00、13:00～17:00
(但し、祝日、年末年始を除く)

朝日 A-2024-025